

本人だけでは 履行できない指示

め、所有を容認されていた。その後、要保護者向け長期生活支援資金貸付制度（リバースモーゲージ。以下「本件貸付制度」といいます。）の適用対象となったことから、原告は、福祉事務所の職員から本件貸付制度の活用を助言・指導されました。

生活保護は、生活困窮者に最低限度の生活を保障する制度ですが、生活困窮者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活のために活用することを要件（以下ここでは単に「資産活用要件」といいます。）として行われます。

今回紹介する事例は、福祉事務所长が被保護者である原告に対し資産を活用するよう指示をしたのですが、原告が本件指示を履行しなかったことから、指示義務違反により生活保護を廃止する処分（以下「本件処分」といいます。）を行ったところ、原告から本件処分の取消訴訟が提起されたというものです。この訴訟において、福祉事務所长の本件指示が、原告本人の意思のみでは履行できないものでもよいかが争点になりました。

具体的な事例の概要は、次のとおりです。

原告は、平成4年から、傷病により就業ができず生活に困窮していることを理由として、生活保護を受けていました。原告は、保護申請時から、自宅マンションを所有していましたが、自宅として使用していた

こと、所有を容認されていた。その後、要保護者向け長期生活支援資金貸付制度（リバースモーゲージ。以下「本件貸付制度」といいます。）の適用対象となったことから、原告は、福祉事務所の職員から本件貸付制度の活用を助言・指導されました。

これに対し、原告の長男・長女は、本件貸付制度を利用すると相続時にマンションが手に入らなくなるので、長男・長女がマンションを買い取ることにしたとして、原告が、長男・長女に対しマンションを380万円で売却し移転登記をした旨、福祉事務所に申告しましたが、長男・長女は、原告が長女から360万円、長男から20万円の借入れ（以下「本件債務」といいます。）をしているから、売買代金と本件債務とを相殺すると主張し、マンションの売買代金を支払いませんでした。

これを受け、福祉事務所长は、生活保護法27条1項に基づき、原告に対し、①マンションの代金（380万円）を受領すること、又は、②マンションの所有権及び所有権登記を回復して、本件貸付制度の利用に同意することという指示をしました。原告が本件指示の履行をしなかったことから、指示義務違反により平成20年10月1日付けで、本件処分を行いました。

本件処分の取消訴訟において、原告は、本件指示は、原告の意思のみでは実行できない履行不能なものであるから、その指示に従わなかった

ことを理由とする本件処分は違法であると主張しました。原告の主張するように本件指示は、買主である長男・長女の任意の協力を得なければならず、原告本人の意思のみで行うことはできませんから、一応、原告の言い分が正しいように見えます。

しかし、生活保護法の資産活用要件の趣旨から考えると、原告の言い分は疑問です。

というのも、原告は、本件貸付制度の対象となったことから、相応の対応をしなければ資産活用要件を欠く状態にあったのに、長男・長女とマンションの売買・移転登記を行い、客観的に存在していたとは認めがたい本件債務と相殺し代金を受領しなかったことは、資産活用要件を欠くものとして、直ちに生活保護の廃止等がなされてしかるべきだったからです。ただ、生活保護法の仕組みは、そうなっていない。

判決では、この生活保護法の仕組みに照れ、同法は、資産活用要件を欠く状態に至ったことから直ちに保護の廃止等をするとの立法政策を採らず、まずは、福祉事務所长から被保護者に対して、その状態を解消するのに必要な指示をさせることによって、被保護者にその状態を解消し資産活用要件を具備する状況に復帰する機会を付与し、その上でもその状態が解消されずなお資産活用要件を欠いている場合に初めて保護の廃止等を行うこととしたものと解される。そして、このような場合に福祉事務所长が被保護者に対し必

要な指示としてすることができるとは、被保護者本人の意思のみで実現可能なものに限定される理由はなく、同法1条ないし4条に規定された基本原理に照らし復帰する機会を付与するものとして相当であるといえるものであれば、被保護者本人以外の者の何らかの行為を必要とするものも含まれると判示しました。

その上で、詳細な事実認定を行い、原告が、長男・長女から借り入れをした事実は認め難く本件債務が存在したとは認められないとし、本件指示は、原告が、長男・長女に対し、代金の支払いを求め、又はそれに代えて売買を合意解約するなどしてマンションの所有権および所有権登記を原告に戻すことを求めることは、およそ不可能な行為を求めるものということはできず、任意の履行を期待することももつともなことであるということができ、十分に合理性があったと判断されました。

そして、本件指示違反を理由に原告の生活保護を廃止する本件処分をしたことが福祉事務所长の裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たらず、本件処分は適法なものであるとして、原告の請求を棄却しました。

本件は、福祉事務所长の指示には、被保護者本人の意思のみで実現可能なものに限定されないとの判断を示した最初の判例であると思われるので、参考にして下さい。

なお、本件は、控訴されず確定しました。

（特別区人事・厚生事務組合法務部）